

伊丹市介護マーク名札配布事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、要介護者の介護を行う者に介護マーク名札（以下「名札」という。）を配布し、名札を付けた者が介護中であることを表示することで、周囲の者の介護者への理解を促し、もって要介護者及び介護者の精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(配布対象者)

第2条 名札の配布を受けることができる者は、市内在住の次の各号のいずれかに該当する者の介護を行う者とする（業として介護する者は除く）。

- (1) 介護保険制度において、要介護認定又は要支援認定を受けている者
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (3) 前2号に該当しない者であつて、介護を要する者

(介護マーク)

第3条 介護マークは別図のとおりとする。

(申込み受付)

第4条 名札の配布を受けようとする者は、伊丹市介護マーク名札配布申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）により、市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の申込書を受け付けた場合は、その内容を確認の上、申込者に名札を原則1枚配布するものとする。

(場所)

第5条 申込書の受け付け及び配布に係る事務は、次に掲げる場所で行うものとする。

- (1) 伊丹・摂陽地域包括支援センター
- (2) 稲野・鴻池地域包括支援センター
- (3) 天神川・萩野地域包括支援センター
- (4) 笹原・鈴原地域包括支援センター
- (5) 花里・昆陽里地域包括支援センター
- (6) 桜台・池尻地域包括支援センター
- (7) 神津・有岡地域包括支援センター
- (8) 緑丘・瑞穂地域包括支援センター
- (9) 南地域包括支援センター
- (10) 伊丹市地域包括支援センター
- (11) 伊丹市健康福祉部地域福祉室地域・高年福祉課

(再配布)

第6条 市長は、名札の破損、紛失等により再配布の申し出があり、その必要があると認めるときは、名札を再配布することができる。

(費用負担)

第7条 名札は、名札ホルダーに入れた状態で無償で配布する。

(譲渡等の禁止)

第8条 名札の配布を受けた者は、第三者に譲渡し、当該要介護者の介護を行う者以外に貸与してはならない。

(台帳の整備)

第9条 市長は、第5条による名札の配布について、伊丹市介護マーク名札配布台帳(様式第2号)を整備するものとする。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

別図



備考

- 1 背景は白地とし、イラスト及び文字はオレンジ色及び緑色とする。
※イラスト中向かって左側の手部分及び「介」の文字上部左側の丸並びに「介」の文字中第3画はオレンジ色，その他のイラスト及び文字は緑色とする。
- 2 裏面には，配布窓口ごとに次のとおり，連番を付すものとする。

・伊丹・摂陽地域包括支援センター	「伊・摂	—	」
・稲野・鴻池地域包括支援センター	「稲・鴻	—	」
・天神川・荻野地域包括支援センター	「天・荻	—	」
・笹原・鈴原地域包括支援センター	「笹・鈴	—	」
・花里・昆陽里地域包括支援センター	「花・昆	—	」
・桜台・池尻地域包括支援センター	「桜・池	—	」
・神津・有岡地域包括支援センター	「神・有	—	」
・緑丘・瑞穂地域包括支援センター	「緑・瑞	—	」
・南地域包括支援センター	「南	—	」
・伊丹市地域包括支援センター	「伊丹基幹	—	」
・伊丹市健康福祉部地域福祉室地域・高年福祉課	「伊丹市	—	」

様式第1号

伊丹市介護マーク名札配布申込書

年 月 日

伊丹市長様

申込者(介護をしている人)

住 所

電話番号 ()

氏 名

(要介護者との関係)

下記のとおり、伊丹市介護マーク名札配布を申し込みます。

ふりがな 要介護者氏名	
住 所	伊丹市
生 年 月 日	年 月 日
介護の状況	該当するものに○ 1. 介護認定【要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5】 2. 障害者手帳保持 3. 認知症(疑いを含む) 4. その他(症状:)
備 考	

※以下、窓口記入欄

交付番号	伊・撰 稲・鴻 天・萩 笹・鈴 花・昆 桜・池 神・有 緑・瑞 ——— 南 伊丹基幹 伊丹市	配布日 年 月 日
------	--	--------------

